

平成 27 年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

平成 27 年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

に係る事務の執行について

第 3 外部監査の結果

Ⅱ 廃棄物対策に係る監査結果について

Ⅱ - 2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

6. 廃止状態にある建物等について

（3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
③ 廃止状態にある建物に対する火災保険の付保について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】（報告書 P146） 「公有財産のうち火災保険その他適当と認める保険契約を締結する必要があるもの（公有財産規則第 18 条）」については、当該財産の保険契約を締結し、保全に努める必要がある。旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済の対象に含まれている。 損害共済での評価額は再調達価額であり、建物総合損害共済での評価額を再調達価額とする理由は、施設に損害が発生した場合に新しく建て直すことを目的としていると考えられる。旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、将来の利用可能性は認められない建物であることに鑑みると、建物が滅失した場合でも、同様の建物を再取得することは想定していない。したがって、廃止状態にある建物については、損害共済の対象から除外することを検討されたい。	北谷津清掃工場の旧職員宿舎とプラズマ溶融センターの建物については、焼失しても再取得することが想定されない廃止状態にある建物であることから、平成 28 年 5 月 31 日付で建物総合損害共済の対象から除外した。